

## ○大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（案）の概要について

### 1 規則制定の趣旨

県では、深刻な特殊詐欺等の被害から県民を守るため、令和元年12月23日、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号。以下「条例」という。）を公布しました。条例では、「オール大分による総合的な対策」、「犯行拠点（アジト）対策」、「架電先リスト（名簿）対策」を規定しており、令和2年4月1日に施行します。

規則は、条例第20条から第23条に係る「架電先リスト（名簿）対策」の規定に関し、それぞれ手続や様式等の必要な事項を定めるものです。

### 2 規則に関係する条例規定の概要

#### 第20条（個人データの第三者提供に係る確認等）（資料2参照）

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するに際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条第1項の規定により第三者の氏名等の記録を作成する場合は、本条により、原則、第三者の氏名等を公的証明書で確認すること及び確認記録を保存することを義務付ける規定

（※）公的証明書で確認しないことに合理的な理由がある場合は除く。

#### 第21条（調査）

知事は、第20条に規定する確認状況や記録の保存状況について調査することができること等を規定

#### 第22条（勧告等）

知事は、第20条の規定に違反する個人情報取扱事業者に対し、勧告をすることができること、また、勧告により採った措置等の報告を求めることができること等を規定

#### 第23条（公表）

知事は、正当な理由なく勧告に従わない等の事業者の名称等を公表することができること、公表の際は予め意見聴取の機会を与えること等を規定

#### （参考）

条例に基づく公的証明書での確認が必要な第三者提供は、その前提として、個人情報の保護に関する法律第25条第1項に基づく記録の作成が義務づけられた第三者提供である場合に限ります。（資料2参照）

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び事情において同じ。）に提供したときは、個人情報保

護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第23条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(※) 条例に基づく公的証明書での確認が除外される場合

第20条の義務が除外される合理的な理由がある場合とは、その理由が条例の目的・理念に沿う場合であり、換言すれば、公的証明書で確認しなくても提供に係る個人データが特殊詐欺等のグループに渡る可能性のない場合です。

例えば、既に確認済みの第三者であったり、日頃から取引のある会社に個人データを提供する場合などは、第20条の義務は除外されます。

(用語の説明)

1 「個人データ」

個人情報保護法第2条第6項で定義されているもので、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

2 「個人情報データベース等」

個人情報保護法第2条第4項で定義されているもので、特定の個人情報をコンピュータで検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物のほか、コンピュータを用いなくとも、紙面で五十音順など一定の規則に従って整理し、目次、索引、符号等を付し、特定の個人情報を容易に検索可能な状態にしているものをいう。

3 「個人情報取扱事業者」

個人情報保護法第2条第5項で定義されているもので、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人は除く。）

法人、団体に限らず、個人であっても個人情報データベース等を事業の用に供していれば当たる。また、営利事業に限られない。

例えば、顧客情報を事業に使っている事業者や名簿を販売する名簿業者等のほか、NPOや会員の個人情報を保有する自治会・同窓会等の事務局も含まれる。（会員側は含まれない。）

なお、個人の年賀状作成用のデータベース等は、事業の用に供するものとは言えない。

### 3 規則の概要

#### (1) 第1条「趣旨」

規則の趣旨について、条例の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しています。

#### (2) 第2条「定義」

規則における用語の意義を定めています。

具体的には、自然人の氏名等を確認する公的証明書及び法人の名称等を確認する公的証明書についてのほか、「電子署名」、「電子証明書」、「書留郵便等」、「転送不要郵便物等」「本人限定受取郵便等」、「特定事項伝達型本人限定受取郵便」について、意義を規定しています。

#### (3) 第3条「氏名等の確認書類」

自然人及び法人の氏名等を確認する公的証明書について規定しています。

- 自然人 運転免許証、個人番号カード、旅券、国民健康保険被保険者証などの当該自然人の氏名、住所等が記載された官公庁が発行又は発給する書類
- 法人 登記事項証明書、印鑑登録証明書などの法人の名称及び本店等が記載された官公庁が発行又は発給する書類
- ※ 有効期間又は有効期限のある書類は提示等の時点で有効なもの、その他の書類は6か月以内に作成されたものに限ります。

#### (4) 第4条「個人データを提供する場合の確認の方法」(資料3-1、3-2参照)

条例第20条第1項に規定する個人データを第三者に提供する際の公的証明書での確認方法について規定しています。具体的には以下のとおりです。

- 自然人
  - 対面の場合 (①又は②)
    - ① 顔写真付きの公的証明書の原本の提示を受ける。
    - ② それ以外であれば複数の公的証明書の原本の提示を受ける。
  - 非対面の場合 (①～③のいずれか。)
    - ① 公的証明書の原本又は写しの送付を受けたうえ、以下のいずれか。
      - ア 住所地に個人データを記録した文書等 (以下「個人データ記録文書等」という。) を本人限定受取郵便等で送付
      - イ 住所地に赴いて個人データ記録文書等を交付
      - ウ 電気通信回線を用いて電子データを送信する等の方法で個人データを提供する場合は、適切な方法を併用し、公的証明書の自然人とデータを送信等する相手方との同一性を確認する。  
(例) 予め、公的証明書の住所地にあてて本人限定受取郵便等により、提供契約に係る書類等を送付する方法等
    - ② 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、個人データ記録文書等を送付する。
    - ③ 電子署名に係る電子証明書を自然人から受信する。

- 法人については、担当者について上記自然人の確認を行うことと併せて、
  - 担当者と対面の場合  
法人の公的証明書の原本の提示を受ける。
  - 担当者と非対面の場合（①又は②のいずれか。）
    - ① 公的証明書の原本又は写しの交付を受けたうえ、以下のいずれか。
      - ア 法人の所在地にあてて個人データ記録文書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付
      - イ 法人の所在地に赴いて個人データ記録文書等を交付
      - ウ 電気通信回線を用いて電子データを送信する等の方法で個人データを提供する場合は、適切な方法を併用し、公的証明書の法人と送信先の相手方との同一性を確認する。  
(例) 予め、法人の所在地にあてて書留郵便等により転送不要郵便物等として、提供契約に係る書類等を送付する方法等
    - ② 電子署名に係る電子証明書を法人の代表者等から受信する。

**(5) 第5条「個人データを提供する際の確認事項」**

前記(3)の方法により確認する事項について、

- 自然人 氏名、住所及び生年月日
- 法人 代表者の氏名、名称及び本店又は主たる事務所の所在地とすることを規定しています。

**(6) 第6条「確認に係る記録の作成方法及び保存」**

確認に係る記録を保存する方法は、書面、電磁的記録媒体又はマイクロフィルムによる方法とすることを規定しています。

**(7) 第7条「調査の手続」**

条例第21条第1項の規定により、知事が行う調査の手続について規定しています。

具体的には、知事が個人情報取扱事業者に説明又は資料の提出を求めるときの様式やこれに対する回答の様式を定めるほか、口頭による説明を求めることができること、また、提出期限までに説明又は資料の提出をせず又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、拒んだものとして取り扱うことなどを規定しています。

**(8) 第8条「口頭による説明の聴取」**

調査において、口頭による説明を求めたときの手続を規定しています。

具体的には、知事が指名する職員に説明を聴取させること、口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対して日時又は場所の変更を申し出ることができること、また、これらに伴う様式等について規定しています。

**(9) 第9条「勧告の方法等」**

知事が、条例第22条第1項の規定により勧告をするときの勧告書の様式や、同条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果について報告を求める時の手続及び報告書の様式、また、報告を求められた者が報告期限までに報告書を提出しない場合は、勧告に従わなかったものとして取り扱うことなどを規定しています。

#### **(10) 第10条「公表の方法等」**

条例第23条第1項の規定による公表の内容及び公表の方法を規定しています。

公表の内容は、個人情報取扱事業者の氏名又は名称、住所及び勧告の内容とし、公表の方法は、大分県報及び大分県庁ホームページへの掲載により行うこととしています。

#### **(11) 第11条「意見を述べる機会の付与」**

条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与える時の手続等について規定しています。

具体的には、意見聴取の通知や当事者に申述書の提出を求めること、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知すること、当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができることのほか、当事者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うことなどを規定しています。

#### **(12) 第12条「口頭による意見の聴取」**

口頭による意見の聴取を行うときは、知事が指名する職員にこれを聴取させること、当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、意見聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができることなどについて規定しています。

#### **(13) 第13条「代理人の選任」**

説明又は資料の提出を求められた者若しくは当事者が代理人を選任することができることや、代理の資格の証明及び資格喪失の手続等について規定しています。

#### **(14) 第14条「証明書」**

立入調査を行う職員の身分を示す証明書の様式を定めています。

### **4 施行日**

令和2年4月1日